

市民税・県民税（国民健康保険税）／所得税

申告相談に行きましょう

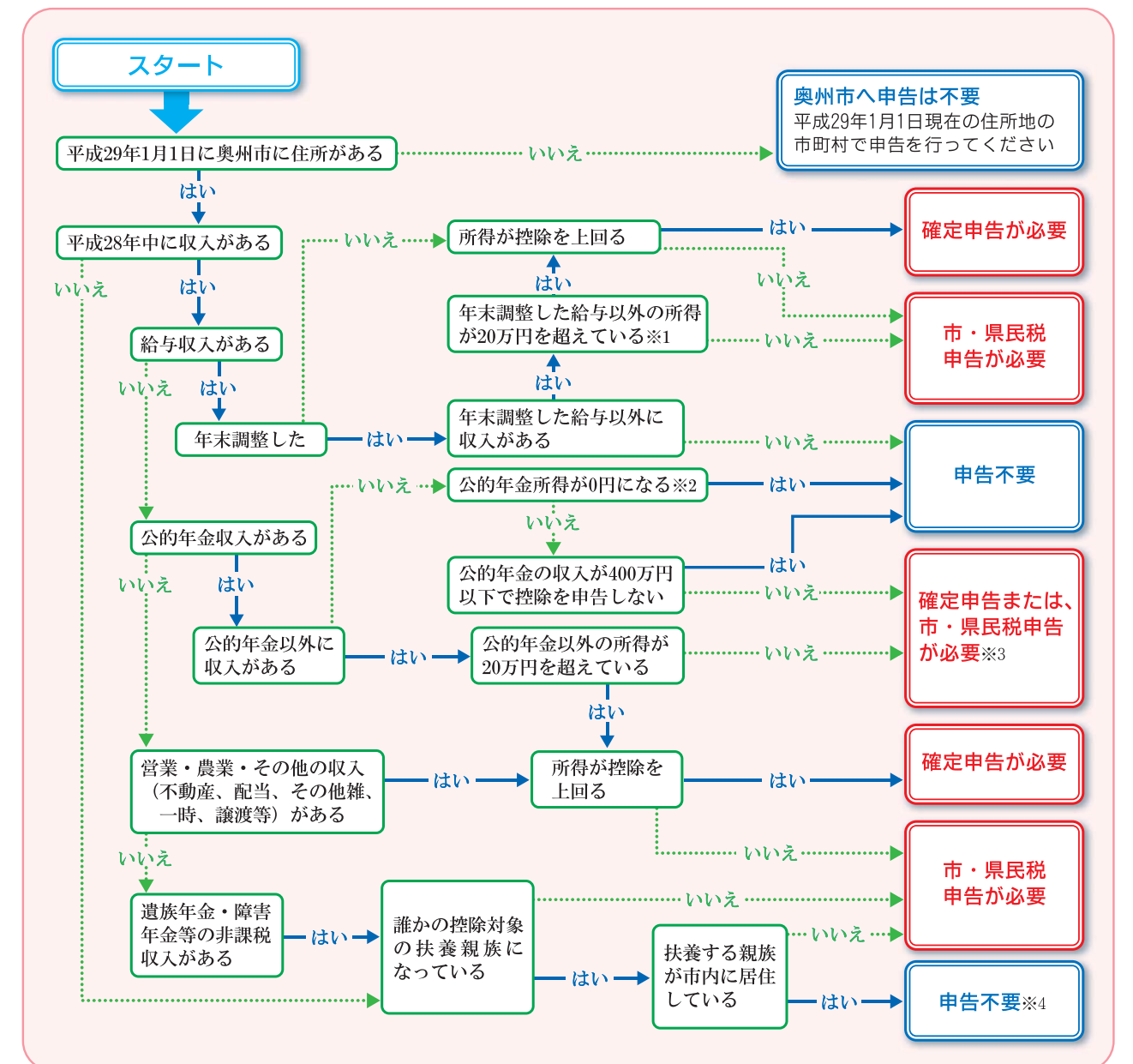
平成 28 年分の申告相談を 2 月 10 日から 3 月 15 日まで、各区を巡回して行います。確定申告が必要のない人でも、市・県民税や国民健康保険税の額を決定するために、市・県民税（国民健康保険税）の申告が必要な場合があります。申告が必要か確認し、必要な人は期限までに申告をしてください。各総合支所市民環境課では申告相談ができませんので、ご注意ください。

◆問い合わせ＝本庁税務課市民税係・内線 334、335、339

平成 28 年分の申告から、申告書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。申告相談の際には、申告する本人の①「マイナンバーカード（個人番号カード）」を提示または写しを添付するか、②「番号確認書類」と「身元確認書類」の提示または写しの添付が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

1 まずは自分の申告が必要か確認しましょう

下のフローチャートを進み、申告の必要があるか、確認してみましょう。



- ※1 年末調整した給与以外に給与がある場合には、給与収入と他所得を合わせて 20 万円を超えている人です
- ※2 公的年金の収入金額が、年齢 65 歳未満（昭和 27 年 1 月 2 日以後生まれ）の場合は 70 万円以下、年齢 65 歳以上（昭和 27 年 1 月 1 日以前生まれ）の場合は 120 万円以下の人です
- ※3 公的年金以外の所得の種類、金額によって申告の種類が変わります。詳しくはお問い合わせください
- ※4 控除対象の扶養親族になっていて申告が不要の人でも、所得証明書の発行を希望する場合は、市・県民税の申告が必要です

2 申告相談に必要なもの

- 申告に必要なものは次のとおりです。
- ①市・県民税申告書または確定申告書（事前に送付されている人のみ）
 - ②印鑑（認め印で可）
 - ③給与・年金・報酬などの源泉徴収票や支払調書
 - ④事業（営業等、農業）収入や不動産収入のある人は、収支内訳書（農業は農業所得整理表でも可）、収入・経費が確認できる資料（証明書や領収書、帳簿など）
 - ⑤譲渡所得、配当所得、一時所得、その他雑所得のある人は、その収入・経費が確認できるもの
 - ⑥医療費控除を受ける人は、28 年中に支払った医療費の領収書、生命保険会社などからの補てん金額の支払証明書
 - ⑦障害者控除を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
 - ⑧社会保険料（国民年金保険料、健康保険料など）、生命保険料、地震保険料の控除（払込）証明書や領収書
 - ⑨申告者本人の口座番号がわかるもの（所得税が還付になる場合に必要）
 - ⑩本人確認書類
 - ▶マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人
 - ➡マイナンバーカードのみ必要
 - ▶マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない人
 - ➡次の A と B の両方の書類が必要
- 【A】番号確認書類
- 通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち 1 点
- 【B】身元確認書類
- 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証、年金手帳、預金通帳などのうち、顔写真入りもの 1 点または顔写真入りでないもの 2 点
- ※書類、資料は全て原本をお持ちください

3 申告書の準備

申告書は、下記の場所に設置しています。各自で準備してください（前年の申告状況によって、1 月下旬に申告書が送付される人もいます）。

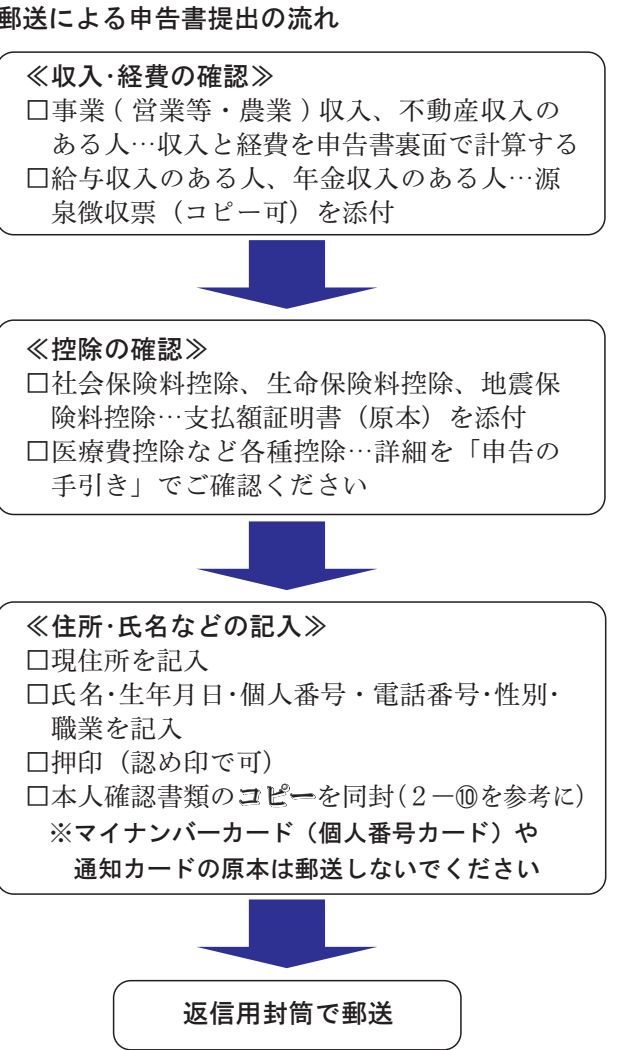
申告書の種類	設置場所
市・県民税申告書	本庁税務課 各総合支所市民環境課納税係
確定申告書	水沢税務署、本庁税務課 各総合支所市民環境課納税係

4 申告相談の留意事項

- 申告相談は、各区を巡回して開催します。会場の混雑を避けるため、次の留意事項を守ってください。
- ①指定の日時・会場にお越しください
 - ②事業（営業等、農業）所得や不動産所得に関する収入と経費、医療費控除は、領収書などを集計の上、お越しください
- ※集計が済んでいないと、受け付けできません
- ③申告相談期間中、税務課職員は申告相談業務に従事するため、ご不明な点は 2 月 3 日（金）までにお問い合わせください

5 郵送申告がお勧めです

申告相談会場は大変混雑するため、市・県民税申告書の自書による郵送申告をお勧めします。確定申告の必要がない人は、こちらをご利用ください。



- 注 1 確定申告が必要な人は、郵送での市・県民税の申告はできません
- 注 2 添付した源泉徴収票や支払額の証明書は返却できません

6 申告相談日程と会場

■水沢区（会場：市役所本庁 3 階 講堂）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
2 月 10 日	（金）	給与・年金のみの所得で申告が必要な人（市内全地区）	午前 9 時 ～ 午後 4 時
2 月 13 日	（月）	羽田、黒石	
2 月 14 日	（火）	真城、羽田	
2 月 15 日	（水）	真城、羽田	
2 月 16 日	（木）	真城、姉体	
3 月 5 日	（日）	市内全地区（地区指定日に申告できない人）※混雑が予想されます	
3 月 6 日	（月）	栃の木、上幅、姉体中央、宿、上野、下姉体、姉体南方	
3 月 7 日	（火）	一本木、八幡、谷地、佐野、十文字、松堂	
3 月 8 日	（水）	佐倉河、常盤	
3 月 9 日	（木）	常盤	
3 月 10 日	（金）	南	
3 月 13 日	（月）	水沢、南	
3 月 14 日	（火）	水沢	
3 月 15 日	（水）	市内全地区（地区指定日に申告できない人）※混雑が予想されます	

■江刺区（会場：江刺総合支所 1 階 多目的ホール）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
2 月 17 日	（金）	給与・年金のみの所得で申告が必要な人（市内全地区）	午前 9 時 ～ 午後 4 時
2 月 20 日	（月）	梁川 1 区、広瀬 1 区～8 区	
2 月 21 日	（火）	米里 1 区～7 区、梁川 2 区～5 区	
2 月 22 日	（水）	梁川、米里、玉里	
2 月 23 日	（木）	藤里 1 区～4 区、玉里 3 区～7 区	
2 月 24 日	（金）	田原 1 区～4 区、藤里 5 区～8 区	
2 月 27 日	（月）	田原 5 区～7 区、愛宕 1 区～4 区	
2 月 28 日	（火）	愛宕 5 区・6 区、伊手 1 区～3 区	
3 月 1 日	（水）	田原 8 区・9 区、伊手 4 区～9 区、稲瀬 1 区～3 区	
3 月 2 日	（木）	稲瀬 2 区～9 区、岩谷堂 1 区～7 区	
3 月 3 日	（金）	岩谷堂 8 区～16 区	

■前沢区（会場：前沢総合支所 4 階 401 大会議室）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
3 月 6 日	（月）	古城 3 区～6 区	午前 9 時 ～ 午後 4 時
3 月 7 日	（火）	古城、白山	
3 月 8 日	（水）	白山 2 区・3 区、稲置全行政区、生母 1 区	
3 月 9 日	（木）	生母 2 区・3 区、5 区～8 区	
3 月 10 日	（金）	生母、上野原、白鳥	
3 月 13 日	（月）	白鳥、前沢	
3 月 14 日	（火）	前沢 8 区～19 区	

■胆沢区（会場：胆沢総合支所2階 旧事務室）

月日（曜日）	地 区	行 政 区	受付時間
2月13日	（月） 若柳	若柳3区～7区	午前9時 ～ 午後4時
2月14日	（火） 若柳	若柳8区～14区	
2月15日	（水） 若柳、南都田	若柳15区～19区、南都田1区	
2月16日	（木） 南都田	南都田2区～4区・10区	
2月17日	（金） 南都田	南都田5区～7区	
2月20日	（月） 南都田、小山	南都田8区・9区、小山2区・5区	
2月21日	（火） 小山	小山1区・3区・4区	
2月22日	（水） 小山	小山6区～11区	
2月23日	（木） 小山	小山12区～17区・20区	
2月24日	（金） 小山	小山18区・19区 ※午前中のみの受け付け	
			午前9時～正午

■衣川区（会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール）

月日（曜日）	行 政 区	受付時間
2月27日	（月） 古戸、南股、日向、岩の上	午前9時 ～ 午後4時
2月28日	（火） 大平、有浦、西窪、外の沢、天田、桑畑、小安代	
3月1日	（水） 大原、畦畑、河内、檜原、喰味、懸田、瀬原、大森	
3月2日	（木） 石神、六道、寺向、張巾、富田、川西	
3月3日	（金） 深沢、白山堂、川東、滝の沢、池田 ※午前中のみの受け付け	
		午前9時～正午

■給与・年金のみの所得の人の申告相談日
（市内全地区対象）

- 開催日・会場
- ▶ 2月10日 市役所本庁3階講堂
- ▶ 2月17日 江刺総合支所1階多目的ホール
- 受付時間 午前9時～午後4時

■指定日に都合が悪い人の申告相談日

- 開催日 3月5日 15日
- 受付時間 午前9時～午後4時
- 会場 市役所本庁3階講堂
- ※混雑が予想されますので、できる限り指定日にお越しください

収支内訳書作成指導会

白色申告者を対象に、収支内訳書を作成するための「作成指導会」を開催します。

- 指導会日時・場所 ※()内は対象地区

◇2月1日 午前9時～正午（前沢区）
会場：前沢総合支所4階 401大会議室

◇2月1日 午後1時半～4時半（衣川区）
会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール

◇2月2日 午前9時～正午（胆沢区）
会場：胆沢総合支所3階 大会議室

◇2月2日 午後1時半～4時半（江刺区）
会場：江刺総合支所2階 214会議室

◇2月3日 午前9時～午後4時（全区）
会場：市役所本庁3階 講堂
- 対象者

①営業や農業を営んでいる

②土地や建物 など不動産から生じる収入がある

■必要なもの

（営業）帳簿、収入の分かる資料、経費の領収書など

（農業）販売証明、その他農業に関連する収入と経費が分かる資料

（不動産）帳簿、賃貸や小作などの契約書、経費の領収書など